

介護保険の保険料（65歳以上の方）をお知らせします

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに見直されます。

笠間市の平成24年度から平成26年度までの介護保険料額は、65歳以上の方の人数や介護サービス費を見込んで算出した「基準額」をもとに、個人の世帯状況や所得などに応じて、下表の10段階となっています。

所得段階	対 象 者	保険料調整率	24年度（年間）
第1段階	・生活保護を受けている方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 ×0.5	26,400円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	基準額 ×0.5	26,400円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.7	36,960円
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円超の方	基準額 ×0.75	39,600円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	基準額 ×0.83	43,820円
第6段階 （基準額）	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円超の方	基準額 ×1.0	52,800円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.12	59,130円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.25	66,000円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.5	79,200円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.6	84,480円

○平成24年度介護保険料納付書・通知書の発送について

- ・普通徴収（納付書または口座振替）の方…………… 8月中旬に普通徴収納付書（通知書）を送付します。
- ・特別徴収（年金天引き）の方…………… 9月下旬に特別徴収通知書を送付します。

介護保険制度の適切な運営に、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】 高齢福祉課（内線171・173） 笠間支所福祉課（内線72134） 岩間支所福祉課（内線73172）

特定健康診査を受けましょう

笠間市国民健康保険の被保険者の方で、平成24年度に40歳以上74歳以下の方は市で行う特定健康診査を受診しましょう。

特定健康診査を受診することで、ご自身の健康状態を確認することができ、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防にもつながります。

○受診の際は特定健康診査の「受診券」と「被保険者証」および「個人負担金」を持参してください。日程・会場は、【笠間市保健カレンダー】の14ページ〜17ページをご覧ください。

○市で助成する健診（人間・脳ドック）を申し込まれた方は、検査内容が重複するため、特定健康診査は受診できません。

○転入等により国民健康保険に加入された方で、特定健康診査の受診を希望される方は、保険年金課、または各支所市民窓口へお問い合わせください。

○各種健康保険組合等の被扶養者の方については、市で実施する集団健診では受診できない場合がありますので、詳しくは、ご加入中の各種健保組合等へご確認ください。

○生活保護受給世帯の方は、特定健康診査が無料となりますので、受診の際は生活保護受給証明書をお持ちください。

【問合せ】

▼受診券について

保険年金課（内線139）

笠間支所市民窓口課（内線72123）

岩間支所市民窓口課（内線73182）

▼健康診査について

友部保健センター 02996-77-9145

笠間保健センター 02996-72-7711

岩間保健センター 02999-45-7888